

# 憲法いの現在ま

OBA MJ 連載

《 憲法問題特別委員会だより 》

第85回

## 憲法市民講座 超早わかり国民投票法 — 現行法のまま、憲法改正手続をすすめることの是非 —

憲法問題特別委員会 副委員長 中平 史

憲法問題特別委員会では、9月1日(土)、シンクタンク「国民投票広報機構」代表・南部義典氏を講師にお迎えし憲法市民講座「超早わかり『国民投票法』」を実施しました。94名のご参加をいただき憲法の改正手続に関する法律(国民投票法、以下「法」)の概要と問題点を学びました。会場からのご質問もたくさんあり有意義な講座となりました。内容をご紹介します。

### 1. 憲法改正国民投票までの流れ

#### (1) 国会での手続

##### ア 発議まで

憲法改正推進各党による改正原案の国会共同提出(内容関連事項ごとに衆院では100名以上・参院では50名以上の賛成者が必要)(国会法68条の2)→衆議院本会議での趣旨説明等(衆議院が先議となる場合)→衆議院憲法審査会での審査・採決(必須)(国会法102条の6～)→衆院本会議での審議・採決(総議員の3分の2以上の賛成を要し、欠席・棄権議員は反対票を投じたのと同じ効果をもたらす)→参議院での同様の手続→参議院本会議での審議・採決→発議(国会法68条の5)・国民投票の期日の決議(国会法68条の6)→憲法改正案の公示・国民投票期日の告示。

このすべての段階について、憲法改正推進各党は共同歩調をとることができなければ頓挫してしまう。

##### イ 発議後

国会に設置される「国民投票広報協議会」(法11条～)(衆議員・参議員各10名)による憲法改正案広報

放送(テレビ)と広報広告(新聞)。この際、「賛成意見」と「反対意見」は平等に扱われる。仮に、憲法改正案反対の議員が一人だけだとしても同等の時間・スペースが与えられる。

#### (2) 「国民投票運動」

ア 国民(個人、企業その他の団体)は原則自由に「国民投票運動」を行うことができる。

「国民投票運動」とは、「憲法改正案に対し賛成又は反対の投票をし又はしないように勧誘する行為」(法101条1項)と定義されている。

国民投票運動期間と議員選挙などの選挙運動期間が重なる場合にも選挙運動とは別に国民投票運動を実施できる。

イ ①賛成投票・反対投票の勧誘CMが投票日14日前から禁止される(法105条)、②公務員等・教育者の地位利用による運動が禁止される(法103条)、③国民投票犯罪(組織的多数人買収など)に問われる(法109条～)以外は、無制限・自由。未成年者による運動も自由。費用支出に関する規制もない。

ウ ウェブサイト・SNS・メール・動画投稿サイトの活用、勧誘チラシの配布、ポスターの掲示・看板の設置など、勧誘グッズの販売、街宣車の使用、戸別訪問、集会など一切自由。

### 2. 国民投票法制が残す「8つの課題」

#### (1) 選挙と同じレベルの投票環境の向上等の実現

大型デパートなどでの「共同投票所」の設置、期日前投票所の増設・開閉時間の弾力化、選挙人に同

伴する子どもの投票所内への出入りなど公職選挙法上の選挙の場合には整備されている事柄について多数の不備がある。現在、国会で継続審議中。

## (2) 国民投票犯罪に係る少年法との関係整理

本年6月、国民投票年齢が満18歳以上へと引き下げられた(法3条)。ところが、公職選挙法と異なり、国民投票犯罪(法109条～。詐偽投票、組織的多数人買収罪など)につき少年法(20歳が上限)との関連に関する規定が設けられていない。

## (3) 国民投票「執行経費」の法定が不備

国民投票に関しては、「国会議員の選挙等の執行経費に関する法律」に当たる立法がなく、執行経費を自治体に支出する法的根拠がない。

## (4) 国民投票運動費用規制が全くない

### ア 全く自由な資金拠出

個人も団体も誰もが自由に国民投票運動のための資金を拠出できる。

### イ バジェットキャップ(予算制限制)・収支報告制の必要性

そのため、資金の出処や拠出額、拠出先を明らかにする必要がなく、極端に言えば海外資金の活用も自由、選挙の場合の「裏金」規制などもない。

そこで、法を改正して、国民投票運動費用の上限を設け、一定の運動者に対してその登録と投票日後の収支報告を義務付けるなどの制度が整備されるべきである。

### ウ 国民投票CMについて

法105条では「何人も、国民投票の期日前14日に当たる日から国民投票の期日までの間においては…国民投票運動のための広告放送をし、又はさせることはできない」とされる。その反対解釈として、①勧誘CMも期日前15日までは自由、②勧誘にわたらない単なる意見広告等CMは投票日当日も含め自由にできることとなる。

それでは、資金の多寡に応じ、賛成派・反対派のCM総量に較差が生じてしまい投票人の意思が不当に歪められるおそれが高い。

そこで、法を改正して、全期間を通じ、国民投票CM(国民投票運動勧誘CMも意見表明CMも)を禁止すべきである。

## (5) 憲法改正の成立要件の見直し

現行法では低い得票率でも「賛成」が過半数に達すれば憲法改正が成立する。例えば、全有権者1億、賛成投票数2千万、反対投票1千9百万とすると、全有権者に占める賛成投票者の割合(絶対得票率)は2割にすぎないが憲法は改正される。しかしそれでは、その後の憲法体系を不安定とする要因となる。絶対得票率制度を導入すべきである。詳しくは、2018年2月28日付毎日新聞夕刊などを参照されたい。

## (6) 憲法改正案に関する広報のあり方

発議後、国会に設置される国民投票広報協議会が行う広報放送・広告についてその実施概要(時間、回数、対象新聞、掲載分量等)が何ら決まっておらず、最大半年に及ぶ運動期間の途中での内容変更の可否も不明である。

## (7) 国民投票広報協議会の議事公開等

協議会は、発足時(=発議時)既に賛成派:反対派=2以上:1未満の構成比となっている。協議内容はそれぞれの投票勧誘運動に影響を及ぼすが、議事に関する情報公開、少数派尊重のルールなどは確立していない。

## (8) 国民投票番組と政治的公平(放送法4条削除問題)

法104条では、「放送事業者は…放送法4条1項<sup>※1</sup>の規定の趣旨に留意するものとする」とされる。放送法4条の削除に関する論議があり対応に注目する必要がある。

### ※1 放送法4条1項

放送事業者は、国内放送及び内外放送(以下「国内外放送等」という。)の放送番組の編集に当たっては、次の各号の定めるところによらなければならない。  
一 公安及び善良な風俗を害しないこと。  
二 政治的に公平であること。  
三 報道は事実をまげないですること。  
四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。